

第161回愛媛県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月5日(火) 14:25~14:59
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目6番地2
愛媛県水産会館5階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 岡村重治 本多義雄 白石勝久 高田光一 柴田常則
垣原登志子 鈴木貴明 畑 啓生
(計8名)
 - (2) 県 (農林水産部水産局) 久保田局長
(農林水産部水産局水産課) 若下課長 (事務局長)
中島主幹 (事務局次長)
宇野漁業調整係長
(東予地方局今治支局水産課) 木原課長
(中予地方局水産課) 鈴川課長
(南予地方局水産課) 菊池係長
(南予地方局八幡浜支局水産課) 八木課長
(計8名)
 - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記
(計2名)
 - (4) 傍聴者 1名
- 4 付議事項及び審査結果
 - 第1号議案 「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申
 - 第2号議案 新規の許可等について(諮問)
【結果】諮問内容のとおり許可して差し支えない旨答申
 - 第3号議案 「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について
【結果】協議内容のとおり改正して差し支えない旨回答
- 5 その他

6 議事の内容

1 開 会

逢 阪 書 記

定刻より若干早いですが、皆さまお揃いですので、ただ今から、第161回愛媛県内水面漁場管理委員会を開催します。本日は、斉藤委員、光澤委員が欠席されておりますが、委員定数10名のうち8名の委員さんが出席されておりますので、愛媛県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告いたします。

なお、本日は傍聴の方もお見えですが、傍聴の方は傍聴者名簿に所属、氏名をお書きいただき、傍聴席で静粛に傍聴願います。また、私語などは慎むとともに、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにさせていただくなど、会議の円滑な進行に、御協力をお願いします。

また、会議に入ります前に、ここで配布資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの次第と、内水面漁場管理委員会委員名簿、資料1、資料2、資料3となっております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、同事務規程第5条第1項の規定により、これからの会の運営は、岡村会長をお願いします。

2 あいさつ

岡 村 会 長

皆さんこんにちは。本日は、第161回愛媛県内水面漁場管理委員会の開催について御案内しましたところ、委員の皆様には、何かとお忙しいところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。昨日から台風の影響が懸念されておりましたけれども、水が欲しいところにはあんまり降らない、降って欲しくないところには降るといふうなことだと思いますけれども、ただ、水の状況が変わるかも分かりませんので、気を付けていただけたらと思います。

本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてほか2件を御審議いただくこととなっております。委員の皆様におかれましては、慎重な御審議と適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日は、今年度初めての内水面漁場管理委員会ということで、久保田水産局長がお見えですので、一言御挨拶をお願いします。

久 保 田 局 長

4月から水産局長に着任しております久保田でございます。皆様には平素より県政各般、とりわけ内水面漁場の管理に関し、

格別の御理解と御協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

御承知のとおり、県の方はここ最近、釣りというテーマをもって、ワーケーションでありますとか、移住という形で、一つのツールで知事も推しておりますが、そういった中で、内水面漁場は、アユやアマゴといった水産資源の供給とともに、遊漁などのレクリエーションを通じて、市民が自然に触れ合う空間を提供するなど、重要な役割を果たしております。しかし、先般も、ある内水面漁協の組合長さんが来られまして、年も取って中々大変なんよという話も聞きます。高齢化でありますとか、放流用の種苗代がかなり上がっているとも聞いております。放流したものがブラックバスであるとか、今カワウの問題も色々ありますけども、そういった問題、課題がたくさんある中で、一方で、令和6年には、10年に一度の漁業権の一斉切替えを控えており、今年度は地元地域での調整など、その準備作業が始まります。令和2年12月に改正漁業法が施行して、初めての一斉切替えになります。漁業生産力の発展を目的に掲げて大幅に改正された漁業法の主旨を鑑みますと、当委員会の担う役割は増々重要となっておりますので、忌憚のない御意見をいただきまして、しっかりと議論していただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

岡村会長 ありがとうございます。また、事務局と県職員にも異動があったようですので、紹介していただけますか。

若下事務局長 今年度、異動のありました職員について紹介させていただきます。まず、水産局長は前山本水産局長が転出し、新たに久保田局長が着任しております。県庁水産課ですが、中島主幹が、南予地方局愛南水産課から異動して、水産課主幹兼事務局次長となっております。前任の谷川は水産研究センターへ転出しております。続きまして、地方局、南予地方局愛南水産課の中村課長が中予地方局から、また、南予地方局八幡浜支局水産課の八木課長が営業本部からそれぞれ異動になっております。以上です。

3 議事録署名人選出

岡村議長 それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。議事録署名人は、高田委員さんと畑委員さんの御両名にお願いいたします。議事録署名人に選出された両委員さんにおかれましては、後日、議事録の内容について御確認をよろしくお願いいたします。

4 (1) 付議事項 「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について (諮問)

岡村議長 それでは付議事項に入ります。第1号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

逢阪書記 資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

岡村議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆様の御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 御意見もないようですので、お諮りします。知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正については、諮問内容のとおり決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定します。

4 (2) 付議事項 新規の許可等について (諮問)

岡村議長 続きまして、第2号議案、新規の許可についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

岡 村 議 長 説明が終わりましたので、これより委員の皆様の御意見をお伺いします。

本 多 委 員 新規の場合は、今まで申し込みされとった実績のある人はこのままでかまんけど、新たにはできんということですか。

宇 野 係 長 新規の許可はこちらの資格要件、西条市に住所を有する者、松山市に住所を有する者というふうに定めておりますが、そちらに住所を有する漁業者であれば申請は可能ですが、県の中の許可の基準を設けておりまして、前年度まで許可を受けていた者を優先して許可をすることになっておりますので、これまでうなぎ稚魚漁業を行っていた、許可を受けていた者を優先して許可をすることになります。

本 多 委 員 その場合、上限はどのくらいまでみておりますか。

若下水産課長 採捕従事者の話をされておるんですよ。

宇 野 係 長 採捕従事者につきましては、この次の議案でお諮りさせていただきます。

岡 村 議 長 他に御意見ありませんか。

委 員 一 同 (意見なし)

岡 村 議 長 他に御意見もないようですので、お諮りします。新規の許可については、諮問内容のとおり決定して差し支えない旨、答申することに、御異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なし)

岡 村 議 長 異議がないようですので、そのように決定します。

4 (3) 付議事項 「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について

岡 村 議 長 続きまして、第3号議案、うなぎ稚魚漁業の許可等に関する

取扱方針の一部改正についてを議題とします。事務局から、説明をお願いします。

逢 阪 書 記　それでは、資料3の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇 野 係 長　（ 資料に基づき説明 ）

岡 村 議 長　説明が終わりましたので、これより委員の皆様のお意見を伺います。

本 多 委 員　さっきの件なんですけど、新規の申し込み、重信川の場合は現在59名が毎年申請されておるんですけど、理事会の中においてですね、新規の申し込みは漁場が狭いということがあって、当面は新規は受け付けないという形をとっとるんですが、その場合に、新規申し込みされた方からどうしてもやりたいと、採捕したいという申し出があっても、現状ではお断りをしとる状態なんです。そういったことが法的に良いもんか悪いもんか、現在は採捕者が多いのでトラブルのもとになるので受け付けできないという形をとっとるんじゃないけど、そういうことを可能かどうかということを確認したいんです。

宇 野 係 長　採捕従事者の数につきましては、各許可を受けている方が適正な数で漁業を営まれていると思いますので、そこは各許可受有者の方が判断されるものと思いますが、ただ今回は、取扱いとしまして、県の方では平成26年度以降の許可のうちの最大の数字を超えないようにしていただくよう、今回取扱いを改めるものとなっております。各組合の中での判断になるかと思えます。

本 多 委 員　例えば今、50何件ありますが、平成26年度の数字を超える場合は、これを盾にしてお断りしますということですか。

宇 野 係 長　県の方としては、この場で皆さんの御承認をいただければ、原則として平成26年度以降の数字を超える数字は受け付けないということで取り扱わせていただきます。

本 多 委 員　それでお断りしますでかまんのやな。了解です。ないとは思

うんですけど、もしそういうことがあった時に。

岡村議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 他に御意見もないようですので、お諮りします。うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について原案のとおり一部改正して差し支えない旨回答することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

岡村議長 異議がないようですので、そのように決定します。

5 その他

岡村議長 以上で事前にお知らせしていましたが全て終了しましたので、次にその他に移ります。委員さんから何かございますか。

委員一同 (意見なし)

岡村議長 県、事務局からは何かお知らせすることはないでしょうか。

逢阪書記 事務局の方から連絡いたします。今後のスケジュールに関してなんですけれども、次回の委員会は来年1月から3月を予定しております。現時点で予定している議題につきましては、増殖目標の設定及び、コイの持ち出し等に関する委員会指示でございます。また、一斉切替えに関連しまして、内水面における漁業権の免許に係る説明を行う予定としております。また、今年度の西日本ブロック会議についてですけれども、本県が担当県となっております。この会議は、各県持ち回りでやっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大以降は書面開催となっており、愛媛県内の新型コロナの感染状況も踏まえて、実際に開催するか、または書面で開催するかといったことを検討する必要があります。事務局としましては、関係県にアンケート調査を実施することとして考えておりますけれども、いかがでしょうか。

岡 村 議 長　　ブロック会議のことについてですけども、一応関係県にアンケート調査を実施したいと思います。その結果については、また事務局とお話しさせてもらってですね、方向性を決定したいと思いますけれども、その時に会長に一任していただいでよろしいでしょうか。

委 員 一 同　　はい。

岡 村 議 長　　それとですね、先程事務局からお話がありましたけれども、来年1月から3月の予定で、増殖目標の設定及びコイの持ち出し等の制限に関する委員会指示を出したいと思っておりますけれども、これは例年通りのことなんですけれども、内水面における漁業権の免許に関する説明会も行う予定です。もう10年経つということで、10年に一回の漁業権の更新ということで、単協は申請を出すと。それでオッケーやったら、漁業権が免許されると。この辺も来年ぐらいになると思いますが、そういった会も行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。皆さんからないでしょうか。

委 員 一 同　　（ 意見なし ）

6 閉 会

岡 村 議 長　　それでは、本日予定しておりました全ての議題は終了しましたので、本日の委員会を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

14時59分 閉会